

第 215 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 11 月 22 日(火) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場 所 仁多庁舎 大会議室

3. 出席委員 (34名)

1番	高橋 政伸	2番	中林 孝	3番	立石 覚	4番	若槻 隆季
5番	大坂 茂	6番	足立 信子	7番	古田川 光彦	8番	内田 吉彦
9番	藤原 康正	10番	石原 隆幸	11番	石原 敬士	13番	磯田 光徳
14番	藤原 功	15番	宇田川 光好	16番	安部 備造	17番	勝部 定次
18番	金倉 弘美	19番	和久利 勝	21番	若槻 進	22番	藤原 克巳
26番	賀元 春男	29番	藤原 功	31番	山田 幸則	32番	福本 成美
33番	安部 治美	35番	松原 康夫	36番	岩田 孝史	37番	若槻 保
38番	堀尾 敏久	39番	永濱 孝之	40番	石原 博	41番	足立 康夫
42番	松島 昭夫	43番	原田 二朗				

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長補佐 福田 貴美子

5. 欠席委員 (9名)

12番	松原委員	20番	八澤委員	23番	和久利委員	24番	高橋委員	25番	石原委員
27番	若月委員	28番	藤原委員	30番	小池委員	34番	卜藏委員		

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地取得「下段面積」の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第215回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。18名中17名出席ですので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8番 内田委員、9番 藤原委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、 農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和4年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1と番号2は、転貸となっております。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,335㎡。賃貸人氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年7月28日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年7月28日。解約の理由、所有者から本農地を△△△△氏に所有権を移転するため。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,335㎡。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,335㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 公益財団法人 しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。解約届出日 令和4年7月28日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年7月28日。解約の理由、所有者から本農地を△△△△氏に所有権を移転するため。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、非農地証明交付申請承認について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和4年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/田または畑。現況/山林または原野。面積187㎡他で772㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、イノシシによる水路、けたの崩壊のため耕作していないため。現地調査につきましては、11月1日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/田または畑。現況/山林化。面積55㎡他で1,930㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、耕作を放棄したため。現地調査については、11月14日に馬木地区の農業委員、推進委員の方2名で実施しました。資料2—①、②に地図を載せておりますので、ご覧ください。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第1番号1について29番藤原委員、補足説明をお願いします。
29番	議案第1号番号1について29番藤原が補足説明をさせていただきます。該当農地は資料1にあります□□□□地区■■■■、□□□□に自宅があり、その自宅の裏側に位置する所です。本地は昭和45年頃からイノシシが出るようになり、そのたびに水路又は畦畔等に被害があり耕作が困難となったということであり現在利用されておられません。上の方から山林化が進んでおり、今後農地に復元するのは困難と判断したところです。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2の補足説明を43番原田委員をお願いします。
43番	番号2について補足説明をいたします。場所は資料2に2か所ありまして、□□□□の■■■■地内にあります。いずれの農地も山に接しており実際山林化が進んでおりますし、イノシシによる荒廃も目立っております。山林化もやむを得ないと判断しております。よろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める」令和4年11月22日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,252㎡。申請人氏名○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、□□□□地区■■■■地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料3に地図を載せていますのでご覧ください。現地につきましては、11月12日に地区担当の農業委員、推進委員と確認しました。住宅に隣接した農地で、面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回、承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第2番号1について38番堀尾委

議長	員、補足説明をお願いします。
38番	議案第2番号1について38番□□□□の堀尾が補足説明をいたします。場所ですが、□□□□にある農地です。今月12日に事務局補佐、農業委員、私とで現地確認し耕作出来る状態で何の問題ありませんでした。ご審議の方よろしくをお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。
事務局	事務局より修正のお願いをさせて下さい。議案の3ページ、右上の提出日が10月26日となっておりますが本日11月22日に訂正をさせていただきます。お願いいたします。
議長	変更をお願いいたします。 次に議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,026㎡のうち465.09㎡他で計700.59㎡。権利種別、3条地役権。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、申請事由は、地役権の設定。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。対価につきましては、10アールあたり月額3千円です。権利の存続期間は19年間です。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は743㎡のうち262.68㎡。権利種別、3条地役権。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。申請事由は地役権の設定。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。対価につきましては、10アールあたり月額3千円です。権利の存続期間は19年間です。資料5に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は179㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、91.59アールです。対価は無償です。 番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は524㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、96.83アールです。対価は無償です。番号3、4は 資料6に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。

事務局	番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積は1, 652㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は、584. 92アールです。対価は、無償です。資料7に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号6、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は257㎡他で計1, 217㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。権利取得後の経営面積は、12. 2アールです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和4年10月26日です。資料8に地図をのせていますので、参考にご覧ください。 番号1及び番号2について、「地役権の設定」でございますが、令和3年5月の総会でもご審議頂いておりますが、昭和45年の農地法改正により、農地法第3条に、民法で規定される地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利の設定移転につきまして、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となり、許可することができる旨が規定されました。地上権は、土地の地下の一定の部分あるいは空中の一定の範囲に工作物を設置することを目的とする権利です。地役権は、「自分の土地の利便性を向上させるために、他の人の土地を利用できる権利」で、このたびは送電線を通すために、他人の土地の上空を利用する権利です。この権利は、空中を使用するのみで、地表は直接使用をしないものですので、農地にこれらの権利が設定されても、耕作には支障がなく従来どおり農地として利用できる場合が多いです。したがって、このような場合には、農地法第5条の権利の設定移転には該当しませんので、農地法第3条の許可を受けることになります。なお、電気事業法に規定される電気事業者が農地に地役権を設定するときには、農地法第3条の許可は不要とされています。また、地役権設定の登記を行うと、売買などによって譲渡された時には、自動的に移転され、新所有者が義務を引き継ぐことになります。この案件につきましては、■■■■の採石場だった場所に、△△△△が太陽光発電設備を設置しており、□□□□変電所までのルートにある送電鉄塔に送電線を設置するものです。送電線は地上からおよそ18メートルの高さに設置されるとのこと、また、△△△△は電気事業法に規定される電気事業者ではありませんので、農地法第3条の許可が必要となります。空中を使用するのみで、地表は直接使用をしないものですので、農地に権利が設定されても、耕作には支障がなく従来どおり農地として利用できると見込まれ、許可は適当であるものと考えます。 そのほかの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第3号番号1について、8番内田委員、補足説明をお願いします。
8番	番号1について、8番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■■■■自治会の中にあります。地図にあります、□□□□の圃場になります。先ほども説明がありましたように、ソーラー発電の電線を通すということで下の圃場には一切関係無いということでありまして、現地も見ましたがまだ建物は出来ておりませんが、電線が通るということでありまして。特に下の圃場をいじるというようなこともございませんので特に問題は無いと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります

議長	質疑ございませんか。 19年間 3,000 円を払うということですか。法律で決まったものは無いですね。
事務局	はい。ありません。
議長	19年の期間というのは法律で決まったものではないですか。
事務局	確認はさせていただきますが、申請書は19年間の期間で契約ということで申請されております。
議長	それでは承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に番号2について4番若槻委員、補足説明をお願いします。
4番	番号2について4番若槻が補足説明させていただきます。先ほど事務局や内田委員のほうからも説明がありましたように地役権の設定は事務局が言われたとおりです。この現地ですが、□□□□のちょうど前の方になります。現在は耕作放棄地状態になっておりまして耕作されておられませんけれども、こういう事で活用していただければと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号2について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次に番号3、番号4について受け手が一緒ですので補足説明を32番福本委員お願いします。
32番	32番福本が3番と4番の補足説明させていただきます。場所ですが、資料6にありますように□□□□に番号4の案件がございます。どちらも△△△△さんが耕作されてきれいに管理しておられて問題無いと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号3について質疑ございませんか。 (はいの声) 番号4についても質疑ございませんか。 (はいの声) 番号3、番号4について同時に承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって番号3、番号4について承認することに決しました。 次に番号5について37番若槻委員、補足説明をお願いします。
14番	代わって説明いたします。
議長	では議案第3号番号5について14番藤原委員、補足説明をお願いします。
14番	議案第3号番号5について14番藤原が補足説明させていただきます。この農地は□□□□地内にありまして、■ ■ ■ ■ に圃場があります。現在○○○○さんは▲▲▲▲の方に住んでおられまして△△△△さんが耕作されておりましたが、報告第1号でありましたように移転譲渡されることになりまして、△△△△さんも熱心に耕作されておりました問題は無いと思われますので審議よろしくをお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号5について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について38番堀尾委員、補足説明をお願いします
38番	番号6について□□□□の堀尾が補足説明いたします。この場所は■ ■ ■ ■ にある農地です。△△△△さんは遥々▲▲▲▲から移住し農業もしてみたいということです。奥出雲町にとっても良いことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号6について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号6について承認することに決しました。 次に議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、□□□□。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は自宅より離れた山林にあり申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料9に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。

事務局 議長 事務局 議長 5番 議長	ださい。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積563㎡。申請人氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲。職業、□□□□。転用目的は露天駐車場。施設等、露天駐車場。転用理由は、家族の利用する自家用車駐車場及び集落住民のための露天貸駐車場としたい。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料10に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積35㎡他で264㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、□□□□。転用目的は農家住宅。施設等、農家住宅。転用理由は、国道改良のため物置車庫を移転したが、転用の手続きをしていなかったため追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 か 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況、ともに田。面積1,907㎡他で2,377㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、□□□□。転用目的は植林。施設等、植林。転用理由は、高齢になり自己保全管理もできにくくなり植林し山林としたい。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。資料11に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 以上につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局説明が終わりました。番号3の資料は11番でいいですか。 番号3は資料3ということで兼ねさせていただいております。 わかりました。 事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第4号番号1について5番大坂委員、補足説明をお願いします。 番号1について5番大坂が補足説明をさせていただきます。場所は○○○○さんの宅地の横です。現在の墓はたいへん山の中で道もたいへん狭く管理も困難ということで申請が出ております。側にも住宅がありますが話し合いで良い場所だと言ってもらっておられるということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号1について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。
---	---

議長	次に議案第4号番号2について36番岩田委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第4号番号2について補足説明をいたします。場所は□□□□自治会の方になります。■ ■■■の農地になりますが、こちらは以前から転作をしており、その場所を家族が戻られた時の駐 車場にしたいということでお話がありました。家には駐車スペースが無く、今回駐車場にしたいとい うことです。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 番号2について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。
38番	次に番号3について38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	番号3について38番□□□□の堀尾が補足説明をいたします。場所は■■■■所です。先ほ ど事務局の方から説明がありましたが、〇〇〇〇さんの親御さんが高齢のため施設に入れ空き 家となった生家の処分を不動産会社に相談されたところ、物置や車庫などが建っている所の一部 が農地だということが判明したそうです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号3について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。
43番	次に議案第4号番号4について43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	番号4について補足説明をいたします。場所は□□□□の■■■■地内、〇〇〇〇さんの自宅 の道路を挟んだ山手側の所です。山に接していることもありまして中々保全管理も難しく、転用理 由にも書いていますように山林化もやむを得ないではないかと思えます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号4について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。

議長	次に議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年11月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積9.99㎡他で13.59㎡権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、□□□□。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●■●。転用目的は墓地。施設等、墓地。申請理由、4年前に移住してきたため墓地がなく、申請地を取得し墓地を整備したい。資料12に地図を載せております。参考にご覧ください。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて質疑に入ります 議案第5番号1について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次に議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和4年11月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,903㎡他で計6,133㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はごらんのとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,574㎡他で4,097㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は419.8アールです。利用目的は田。期間は2年、賃借料は総額で玄米30kgです。 番号3～5までは利用権の設定を受ける者が△△△△で同一ですので、貸人のみ説明します。 番号3、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,192㎡他で8,496㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、解除条件付き賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,283㎡他で

事務局	計4, 681㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、解除条件付き賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積951㎡他で計3, 268㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、解除条件付き賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 357㎡他で6, 458㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所●●●●番。利用権設定後の経営面積はごらんのとおりです。利用目的は田。期間は2年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。ここで一つ聞きたいですが、私の認識不足ですが3番4番5番に解除条件付き貸借となっておりますが、この意味は
事務局	△△△△が会社ですので、会社は農地を所有することが出来ないこととなっております。契約をするときには、そういう能力が無くなったときにはすぐお返しをするということを契約書の中に盛り込むということが要件になっておりまして、解除条件付きということを申し上げる契約ということになります。
議長	はい、わかりました。ありがとうございました。 事務局説明が終わりました。議案第6号番号1について補足説明を4番若槻委員、補足説明をお願いします。
4番	議案第6号番号1について4番若槻が補足説明をいたします。□□□□地区■■■■を約1キロ入っていただきますと○○○○さんの圃場があります。△△△△さんはたいへん熱心に圃場の管理等耕作をされていまして何の問題もありません。その隣を私が耕作していていつも見ておりますので間違いありません。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号1について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について3番立石委員、補足説明をお願いします。
3番	議案第6号番号2について3番立石から補足説明をさせていただきます。この農地は□□□□地区■■■■自治会にあります。出し手の○○○○さん、受け手の△△△△さんとも■■■■自治

3番	会の方です。△△△△さんは畜産もひっくるめて地域のかかなりの面積を引き受けていただいております。耕作等については問題無いかと思しますので審議の方よろしくをお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 番号2について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第6号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3、4、5については一括補足説明を41番足立委員、お願いします。
41番	それでは補足説明申し上げます。3番4番5番いずれも□□□□地内でございますが、3番については■■■■集落地内、4番については■■■■集落地内、5番については■■■■集落地内で、いずれも従来から△△△△が耕作しております。更新ということで差支えないと思います。以上です。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります 3番4番5番について質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号3、4、5について承認することに決しました。 次に番号6について43番原田委員、補足説明をお願いいたします。
43番	番号6について補足説明をいたします。場所は□□□□の■■■■地内でございまして、受け手の△△△△さんは熱心な農業者であり何の問題も無いと思います。よろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 番号6について質疑ございませんか。
15番	一つ聞いてみたいと思いますが、農機具の所有状況を見るとコンバインが無いですがリースか何かでやっておられますか。珍しいと思いますが。
43番	おそらく中山間等を利用してその協定の中に含まれているので個人所有ではないというように考えております。
15番	わかりました。
議長	ほかに質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号6について承認することに決しました。 その他について事務局、説明をお願いします。
事務局	事務局からは配布物の確認等させていただきたいと思います。 令和4年産米の検査数量集計表をお配りしておりますのでご覧ください。 農地機構だよりは毎月お配りしておりますのでご覧ください。 全国農業会議所より図書目録をお配りしております。図書の購入等ありましたら事務局までご連絡いただきたいと思います。 農政グループよりお知らせをさせていただきます。
農政G	農林振興課農政グループの藤原です。中山間地域直接支払交付金と多面的機能支払交付金の現地確認をお願いしておりましたが、その日当について事務連絡いたします。7月の総会の時に中山間直払いと多面払いの認定農用地の現地確認をお願いしておりまして、その日当を 7,500 円×3日分で 22,500 円から源泉徴収した金額を11月15日にそれぞれの口座に支払っておりますので、またご確認いただければと思います。ご協力ありがとうございました。以上です。
議長	以上で説明を終わります。
事務局	次回の総会の日程だけ決定していただけたらと思いますが。12月22日(木)この会場でよろしいでしょうか。
議長	本日この後農振部会を行いますので時間につきましては決まった時に連絡させていただきます。
事務局	それでは来月は12月22日(木)、時間はこの後の農振部会のほうでご検討いただけるということですのでよろしくお願いいたします。 総会はこれで終わります。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩